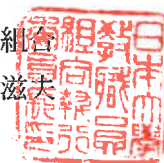


2023年5月25日

学校法人日本大学
理事長 林 真理子 様

日本大学教職員組合
執行委員長 友田 滋夫



学校法人日本大学行動規範に係る誓約書についての申し入れ

現在、各部科校において、日本大学人事部発「学校法人日本大学行動規範に係る誓約書について」が配布され、教職員は「誓約書」を提出するよう求められています。

日本大学教職員組合は、学校法人日本大学行動規範（以下、行動規範という）の趣旨は優れたものと評価しており、行動規範の遵守が望まれることは言うまでもありません。したがって、行動規範を教職員に周知させることは意義のあることと考えます。

一方で、日本大学人事部より提示された「誓約書」では、行動規範を遵守しなかった場合「就業規則に定める職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったときに該当するものとして懲戒処分の対象となることについて、併せて同意」するよう求めていることは断じて認めることはできません。行動規範はあくまでも「役員及び教職員が遵守すべき基本的事項」を示したものであり、懲罰のための具体的基準を示したものではありません。したがって、行動規範を懲戒処分の基準とすることは不適切であり、「誓約書」の内容は、恣意的な懲戒処分を招く可能性があると考えます。

たとえば行動規範の第1「私たちは、本学の「目的および使命」に基づき、時代や社会状況の変化を踏まえた教育・研究活動を行い、広く社会で活躍できる人材の育成に努めます。」について言えば、「時代や社会状況の変化を踏まえた教育・研究活動」に、どのような教育・研究が該当し、どのような教育・研究が該当しない（すなわち行動規範を遵守していない）かは、様々な考え方があり得ます。特定の教育研究を「懲戒」に処するのではなく、学内外において当該研究が「社会状況の変化を踏まえているかどうか」が自由闊達に議論されることによってこそ、この行動規範は実現できるはずです。

行動規範第2以下の項目においても同様のことが言えます。

また、行動規範「違反」をだれがどのように審査し、「違反」した本人の反論の機会がどのように保証されるかも「誓約書」には書き込まれていません。

このような曖昧な基準による懲戒処分をチラつかせながら「行動規範」を強制することは、教職員を委縮させることにつながりかねず、「私たちは、業務を遂行するに当たり、他者の意見を聞く姿勢、積極的に意見を発信する姿勢を失わず、風通しの良い組織において、活発

な議論等によって、課題を解決します」という行動規範自体に矛盾しています。

「誓約書」に基づいて曖昧な基準による懲戒処分が行われることになれば、行動規範第4の「人権の尊重」とも矛盾します。

このような問題点に鑑みて、日本大学教職員組合は、「誓約書」の取扱について、下記のことを申し入れます。

本申入れに対する回答は、6月8日までに組合書記長の村上まで文書にてご提出ください。

記

1. 「誓約書」様式のうち「故意又は重大な過失により、基本的事項を厳守できなかった場合は、就業規則に定める職務上の義務に違背し、又は職務を怠ったときに該当するものとして懲戒処分の対象となることについて、併せて同意します。」を削除した形での「誓約書」の提出を認めること。
2. すでに提出済みの「誓約書」について、いったん撤回したうえで、上記「1.」のとおり提出することを認めること。

以上